

報告第1号

臨時代理の報告について

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理処理したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年4月23日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

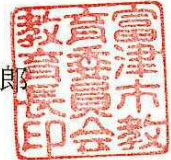
教育委員会の議決事項の臨時代理

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5号）第6条第1項の規定により、会議を招集する暇がないと認めるので、次のとおり臨時代理し、処理する。

令和8年4月1日

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎



臨時代理第 / 号

富津市スポーツ・レクリエーション推進員の委嘱について
富津市スポーツ・レクリエーション推進員として次の者を委嘱する。

氏 名	生年月日
鳥海 美喜	昭和 35 年 2 月 23 日
中山 淳子	昭和 40 年 9 月 20 日

(任期：令和8年4月1日～令和10年3月31日)

処理内容

富津市スポーツ・レクリエーション推進員の新規申込者について、4月中の事業に対応するため、スポーツ・レクリエーション推進員に関する規則第4条の規定により、令和8年4月1日付けで委嘱するものである。

なお、任期は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とする。

報告第2号

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の
公布について

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和5年富津市規則第17号）の
一部を改正する規則を公布したので、報告する。

令和8年4月23日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月24日

富津市長

高橋恭市

富津市規則第17号

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和5年富津市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「免除期間等」を「免除期間」に改め、同条第1項中「小学校又は中学校で学校給食を受ける児童又は生徒」を「学校給食を受ける中学校に就学する生徒」に改め、同条第2項を削る。

第14条を次のように改める。

（学校給食費の減免に係る申請）

第14条 条例第9条第1項の規定により学校給食費の免除を受けようとする学校給食費負担者は、富津市第3子以降学校給食費免除申請書（別記第5号様式。以下「免除申請書」という。）に医療保険各法による資格確認書等の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第9条第1項の規定による学校給食費の免除を受けている学校給食費負担者は、毎年度、市長が指定する期日までに免除申請書及び医療保険各法による資格確認書等の写しを提出するものとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、学校給食費負担者が学校給食を受ける中学校に就学する生徒を含む3人以上の子等を扶養している事実を公簿等により確認することができるときは、医療保険各法による資格確認書等の写しの提出を省略させることができる。

4 条例第10条の規定により学校給食費の減免を受けようとする学校給食費負担者は、富津市学校給食費減免申請書（別記第6号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

富津市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和5年富津市規則第17号）新旧対照表

現 行	改 正 案						
<p>（条例第9条第1項の規定による第3子以降の学校給食費の免除期間等）</p>	<p>（条例第9条第1項の規定による第3子以降の学校給食費の免除期間）</p>						
<p>第12条 条例第9条第1項の規定による第3子以降の学校給食費の免除期間は、免除開始日から小学校又は中学校で学校給食を受ける児童又は生徒が在校中の期間とする。</p>	<p>第12条 条例第9条第1項の規定による第3子以降の学校給食費の免除期間は、免除開始日から学校給食を受ける中学校に就学する生徒が在校中の期間とする。</p>						
<p>2 条例第9条第1項第2号の規定による学校給食費の免除を受けている学校給食費負担者は、毎年度、市長が指定する期日までに医療保険各法による資格確認書等の写しを提出するものとする。</p>							
<p>（学校給食費の減免に係る申請等）</p>	<p>（学校給食費の減免に係る申請）</p>						
<p>第14条 学校給食費の減免を受けようとする学校給食費負担者は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の中欄に掲げる申請書に、それぞれ同表の右欄に掲げる添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p>	<p>第14条 条例第9条第1項の規定により学校給食費の減免を受けようとする学校給食費負担者は、富津市第3子以降学校給食費免除申請書（別記第5号様式。以下「免除申請書」という。）に医療保険各法による資格確認書等の写しを添えて、市長に提出しなければならない。</p>						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 801 495 847">区分</th> <th data-bbox="497 801 757 847">申請書</th> <th data-bbox="759 801 1117 847">添付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 849 495 1393"> <p>条例第9条第1項の規定に該当する場合</p> </td> <td data-bbox="497 849 757 1393"> <p>富津市第3子以降学校給食費免除申請書 (別記第5号様式)</p> </td> <td data-bbox="759 849 1117 1393"> <p>1 第1子から子全員が保護者と同一世帯の場合 (1) 医療保険各法による資格確認書等の写し (ただし、富津市立学校に在学している児童若しくは生徒又は未就学児は、添付不要)</p> <p>2 世帯を別にしている子がいる場合 (1) 医療保険各法による資格確認書等の写し (ただし、富津市立学校に在学している児童若</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	申請書	添付書類	<p>条例第9条第1項の規定に該当する場合</p>	<p>富津市第3子以降学校給食費免除申請書 (別記第5号様式)</p>	<p>1 第1子から子全員が保護者と同一世帯の場合 (1) 医療保険各法による資格確認書等の写し (ただし、富津市立学校に在学している児童若しくは生徒又は未就学児は、添付不要)</p> <p>2 世帯を別にしている子がいる場合 (1) 医療保険各法による資格確認書等の写し (ただし、富津市立学校に在学している児童若</p>	
区分	申請書	添付書類					
<p>条例第9条第1項の規定に該当する場合</p>	<p>富津市第3子以降学校給食費免除申請書 (別記第5号様式)</p>	<p>1 第1子から子全員が保護者と同一世帯の場合 (1) 医療保険各法による資格確認書等の写し (ただし、富津市立学校に在学している児童若しくは生徒又は未就学児は、添付不要)</p> <p>2 世帯を別にしている子がいる場合 (1) 医療保険各法による資格確認書等の写し (ただし、富津市立学校に在学している児童若</p>					

報告第3号

富津市いじめ調査委員会委員の委嘱について

富津市教育委員会は、富津市いじめ調査委員会設置要綱（平成31年富津市教育委員会告示第1号）第3条により、次の者を委員として委嘱したので、報告する。

氏名	区分	任期
横田 経一郎	大学教授	令和8年4月1日～令和9年3月31日
常住 功	元警察官	令和8年4月1日～令和9年3月31日
渡辺 淳子	臨床心理士	令和8年4月1日～令和9年3月31日

令和8年4月23日提出

富津市教育委員会

教育長 山下 秋一郎

		しくは生徒又は未就学児は、添付不要) (2) 戸籍謄本等で子であることを確認できる書類
条例第10条の規定に該当する場合	富津市学校給食費減免申請書（別記第6号様式）	市長が特に必要と認める書類

- 2 条例第9条第1項の規定による学校給食費の免除を受けている学校給食費負担者は、毎年度、市長が指定する期日までに免除申請書及び医療保険各法による資格確認書等の写しを提出するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、学校給食費負担者が学校給食を受ける中学校に就学する生徒を含む3人以上の子等を扶養している事実を公簿等により確認することができるときは、医療保険各法による資格確認書等の写しの提出を省略させることができる。
- 4 条例第10条の規定により学校給食費の減免を受けようとする学校給食費負担者は、富津市学校給食費減免申請書（別記第6号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

報告第4号

専決事項の報告について（後援申請）

富津市教育委員会行政組織規則（昭和46年富津市教育委員会規則第5条）第9条第1項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年4月23日提出

富津市教育委員会
教育長 山下 秋一郎

後 援 申 請 内 容

申請受付日	申請者	開催日	開催場所	事業名
令和8年3月23日	ローヴァーズ株式会社 代表取締役 カレン ローバート	令和8年6月7日	NIPPON STEEL陸上競技場	第1回ローヴァーズサッカー フェスティバル
令和8年4月6日	富津市少年野球連盟 会長 坂本 秀則	令和8年4月29日、5月2日 予備日：5月3・4日	NIPPON STEEL野球場 予備日：市民ふれあい公 園球技広場	第42回富津市少年野球夏季大会 富津市長杯争奪大会 富津警察署長杯争奪大会